

公売参加の手引き

公売参加資格	<ol style="list-style-type: none"> 1 原則として公売保証金（次の「公売保証金」の項目参照）を納付すれば、どなたでも入札することができます。ただし、滞納者及び市長から公売場所への入場、入札を制限されている者は公売に参加することはできません 2 代理人により入札される場合、代理権限を証する委任状を提出してください。また、共同で入札する場合には共同入札代表者を定め、予めその書面を提出してください。
特記事項	<ol style="list-style-type: none"> 1 公売は期日入札の方法により行います。 2 法改正により、暴力団員等でない旨の申述が必要となりました（詳細は「お知らせ」を参照してください）。 3 それに伴い、調査・確認を要するため、売却決定及び代金納付の日が延長されました。
公売保証金	<ol style="list-style-type: none"> 1 入札しようとする方は、所定の公売保証金を売却区分番号ごとに武雄市に直接納付してください。 2 公売保証金の金額については「物件明細書」の「公売保証金」の欄を参照してください。 3 公売保証金は、入札期日の満了までに納付済とされないと入札に参加できません。 4 公売保証金の提供後は、取消し又は変更はできません。 5 公売保証金提供者は、公売の入札者でなければなりません。公売保証金提供者と入札者が異なる場合は、入札が無効となります。 6 公売保証金の提供先は、武雄市総務部収納課（☎ 0954-23-9219）です。なお、公売保証金の返還に際し、利子につきません。
入札	<ol style="list-style-type: none"> 1 公売財産は、売却区分番号で区別されています。入札書は、この区分ごとに記載してください。 2 入札書の入札価額は、訂正したり抹消したりせずに丁寧にはっきりと書き、頭部には必ず「金」又は「円」の文字を付けてください。 3 入札書には、住民登録の住所、氏名（法人にあっては商業登記簿上の所在地、商号）を正しく記載してください。架空の名義や他人の名義を使用すると、公売の参加について制限を受けることとなります。 4 数人が共同して入札する場合には、入札書に、代表者の住所（所在地）及び氏名（商号）を記載し、別紙に各人の持分を明記の上、提出してください。 5 次の書類を入札会場の受付に提出してください。 ア～ウは入札会場に準備しておりますので来場の際にご記入ください。 ア. 公売保証金の充当申出書

	<p>イ. 公売保証金一時保管証</p> <p>ウ. 買受適格証明書（公売物件が農地の場合に限る）</p> <p>エ. 陳述書</p> <p>オ. 委任状（必要な場合に限る）</p>
開札	<p>入札書は入札者の面前で開札します。ただし、入札者又は代理人が開札の場所にいない場合及び立ち会わない場合は、公売を担当していない職員が立ち会います</p>
最高価申込者の決定	<p>売却区分番号ごとに、入札価額が見積価額以上で、かつ、最高価額の入札者を最高価申込者として決定します。</p>
次順位買受申込者の決定等	<p>1 最高価申込者の入札価額に次ぐ価額（一定の価額以上）で入札した者から、次順位による買受けの申込みがあった場合にその入札者を次順位買受申込者として決定します。なお、次順位による買受申込者が2人以上ある場合には、くじで次順位買受申込者を決定します。</p> <p>2 最高価申込者がその決定を取り消されたとき、及び売却決定が取り消されたときは次順位買受申込者に対し売却決定をします。</p>
再度入札	<p>開札日時に入札者がいないとき、又は入札価額が見積価額に達しないときは、直ちに再度入札を行うことがあります。</p>
追加入札	<p>開札の結果、売却区分番号ごとに最高価申込者となるべき者が2人以上いる場合は、その入札者の間で期日入札の方法による追加入札を行います。追加入札の価額がなお同額の場合は、くじで最高価申込者を決定します。なお次の事項にご注意ください。</p> <p>(1) 追加入札の価額は、当初の入札価額以上としなければなりません。</p> <p>(2) 追加入札をすべき方が入札をしない場合は、国税徴収法第 108 条の規定により、今後の公売の参加を制限する場合があります。</p>
買受申込みの取消し	<p>公売財産の換価について、法律の規定に基づき滞納処分の続行の停止があった場合（地方税法第 19 条の 7 等参照）、最高価申込者及び次順位買受申込者は、滞納処分の続行が停止している間は公売財産の買受申込みを取り消すことができます。</p>
売却決定	<p>1 売却決定</p> <p>公売公告に記載した日に、売却区分ごとに最高価申込者に対して行います。なお、次順位買受申込者に売却決定を行う場合は、国税徴収法第 113 条第 2 項各号に掲げる日に行います。</p> <p>2 買受代金の納付</p> <p>買受人は、売却決定を受けた後、公売公告に記載した納付期限までに次に掲げるいずれかの方法により、買受代金の全額（公売保証金については買受代金の一部とみなします）を、売却区分番号ごとに納付してください。</p>

	<p>(1) 銀行振り込み 買受代金納付期限までに、武雄市会計管理者の口座に着金するよう手続きをしてください。なお、振込手数料は買受人の負担となります。</p> <p>(2) 直接持参 現金または金融機関振り出しの小切手(佐賀手形交換所管内のもので、かつ振り出し日から5日を経過していないものに限る)で納付してください。</p> <p>3 売却決定の取り消し 次に該当する場合には、売却決定を取り消します。</p> <p>(1) 市税等の完納の事実が買受代金の納付前に証明された時。</p> <p>(2) 買受代金をその納付期限までに納付しないとき。</p> <p>(3) 国税徴収法第108条第2項又は同条第5項の規定が適用されたとき。</p> <p>(4) 国税徴収法第114条の規定により、買受申込み等の取り消しがされたとき。</p>
公売保証金の返還等	<p>1 最高価申込者及び次順位買受申込者とならなかった入札者が納付した公売保証金は、開札終了後返還します。</p> <p>2 次順位買受申込者が納付した公売保証金は、最高価申込者が買受代金を納付した後(次順位買受申込者に対して売却決定をすることのないことが確定した後)に返還します。</p> <p>3 最高価申込者又は次順位買受申込者で売却決定を受けた者が納付した公売保証金は、買受代金の一部に充当します。</p> <p>4 買受人が買受代金をその納付期限までに納付しないことにより売却決定が取り消された場合には、その者の納付した公売保証金は、その公売に係る市税等に充て、なお残余があるときはこれを滞納者に交付します。</p> <p>また、国税徴収法第108条第2項の処分を受けた者の納付した公売保証金は、市に帰属します。</p>
権利移転	<p>1 権利移転 買受人は、売却決定後、買受代金を納付した時に公売財産を取得し、次に掲げる公売財産については、それぞれの要件を満たさなければ権利移転の効力は生じません。</p> <p>(1) 農地等については、都道府県知事又は農業委員会の許可若しくは届け出の受理。</p> <p>(2) その他法令等の規定により許可又は登録を要するものは、関係機関の許可又は登録。</p> <p>2 権利移転の手続き 買受人は、買受代金の納付後に速やかに必要書類の提出により武雄市長</p>

	<p>に対して所有権移転の手続きを請求してください。なお、必要書類の郵送料及び権利移転に伴う費用(所有権移転登記の登録免許税、登記嘱託書の郵送料など)は、買受人の負担となります。</p> <p>権利移転に必要な書類は次のとおりです。</p> <p>(1) 武雄市が発行した固定資産評価証明書又は同通知書</p> <p>(2) 買受人の住所・所在地を証する書面 (個人の場合…住民票の写し等 法人の場合…法人の登記簿抄本又は資格証明書)</p> <p>(3) 登記関係書類の郵送料</p> <p>(4) 登録免許税相当の印紙又は登録免許税領収証</p> <p>※この際、買受人(代理人)の印鑑も必要です。</p> <p>3 物件の引き渡し</p> <p>(1) 掲載している図面及び写真が現況と異なる場合は、現況を優先します。</p> <p>(2) 武雄市は、隠れた瑕疵があっても瑕疵担保責任を負いません。</p> <p>(3) 武雄市は、公売財産の引き渡し義務を負いません。使用者又は占有者に対して明け渡しを求める場合や公売財産内にある動産類、ゴミ等の処理などは、買受人の責任で行うこととなります。</p>
その他	<p>公売を中止することがありますので、事前に公売の中止の有無をお問い合わせください。</p>